

代表者ヨリ電報ノ場合日給金額支給サレ度ニト述  
ハ工場主ハ之レヲ容認ス

(三) 工場後轉料支給ノ件

復興局ヨリ下附ノ職工ニ對スル補償金・金額及  
工場後轉料ノ三分ノ一ヲ全従業員ニ分配 支給スルコト  
ニ決定

(四) 解雇問題ニ關スル件

全部後職セシムルコト

二 協約書調印

前記ノ如ク大体意見ノ一致ヲ見タルヲ以テ爭議團員  
ニ計リ承認ヲ得 翌十二日調印、予定ナリシ處 組合代表  
湯浅七郎 岡本陽藏ハ十一日午後十時ニ十分存下南千

住町地方橋場一三〇番地先道路ヲ泥酔徘徊シタル所爲  
ニ依リ所轄南千住警察署ニ拘留十日ニ處セラレ爲  
メニ調印遷延中ノ處 期間滿了 釈放セラレ木村  
節夫五十嵐信雄ヲ代理人トシ去ル(二十日)工場主ニ  
會見 別記協約書ニ調印シ 茲ニ岡滿解決ヲ見  
タリ

右又申(通)報候也